

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画の作成方針等について

1 青森県行動計画作成の趣旨

本年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が施行され、6 月 7 日には特措法に基づく政府行動計画が決定されたことから、県は、今般「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」（以下「青森県行動計画」という。）を作成し、新型インフルエンザ等対策の強化を図る必要がある。

青森県行動計画は、新型インフルエンザ等発生時に県が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

2 青森県行動計画の作成方針

(1) 作成の根拠 特措法第 7 条に基づく都道府県行動計画

(2) 計画の基本的な考え方

県は、国、市町村、関係機関と連携して、次の 2 点を目的として、新型インフルエンザ等対策を推進する。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(3) 青森県行動計画については、現行の「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」

（平成 18 年 1 月策定。平成 23 年 4 月改正）に、特措法で規定された各種の対策や措置等を新たに盛り込み、全部改正により特措法に基づく都道府県行動計画として作成する。

ア 特措法で新たに規定された各種の対策や措置に関する事項を盛り込む。

- ① 緊急事態宣言時における特措法に基づく措置
 - ・ 外出自粛の要請、学校等の施設や催物等の制限等の要請・指示
 - ・ 医療提供体制の確保（臨時の医療施設の開設等）
 - ・ 生活物資の売渡しの要請・収用
 - ・ 医薬品等の緊急物資の運送の要請・指示 など

- ② 医療関係団体や公益事業を営む法人からなる「指定（地方）公共機関」の役割等
- ③ 特定接種の対象として「登録事業者」、市町村が行う住民接種に関する考え方
- ④ 基本的人権の配慮
- ⑤ 新型インフルエンザに加え、「新感染症」を対象とする など

イ 対策や措置は、発生する前の段階、外国や国内で発生した段階ごとに定める。

※ 方針の詳細は、「**新型インフルエンザ等対策青森県行動計画作成の概要**」（別紙 1）のとおり。

3 作成体制

青森県行動計画の作成にあたっては、以下の組織によりそれぞれに事務を進めることとする。

- (1) 「**青森県健康危機管理庁内連絡会議**」において、青森県行動計画の骨子案、行動計画案の作成に係る協議を行う。
- (2) 「**新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議（新設）**」（別紙 2）において、骨子案、行動計画案に関して専門的技術的観点などから意見を聴く。
- (3) 「**青森県新型インフルエンザ対策推進本部**」において、青森県行動計画の作成方針及び青森県行動計画の決定を行う。

4 作成スケジュール（予定）

「**新型インフルエンザ等対策青森県行動計画作成スケジュール**」（別紙 3）のとおり。

5 その他

- (1) 青森県行動計画作成前に新型インフルエンザ等が発生した場合には、現行の青森県新型インフルエンザ対策行動計画に基づき対処する。
- (2) 青森県行動計画作成後、新型インフルエンザ等の発生時に設置する青森県新型インフルエンザ等対策本部の各対策部における円滑な対応のため、対策部ごとに運営マニュアルを作成することとする。

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画作成の概要

【別紙 1】

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画作成の概要

青森県行動計画に基づき、国、県、市町村、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた対策を総合的に推進

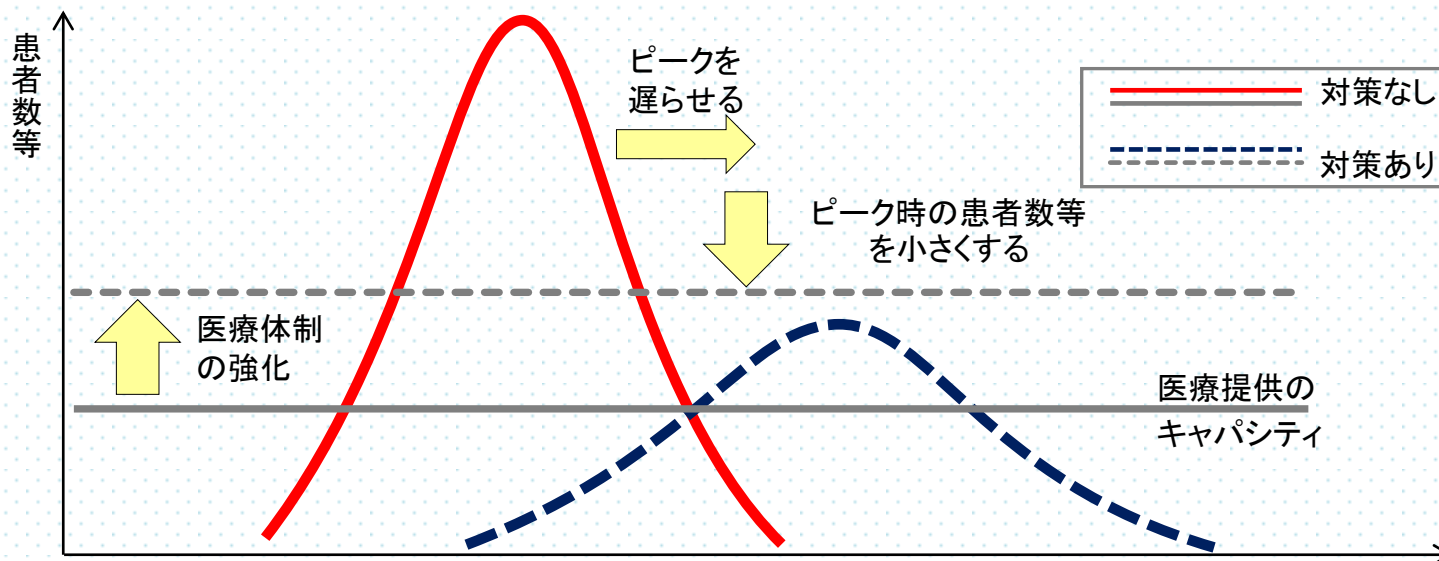
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活・地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする。
 - ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
 - ※医療機関等の対策を実施する現場が動きやすくなるよう配慮

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



青森県行動計画作成にあたってのポイント

- 特措法に基づく都道府県行動計画として、初めての計画。
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載。

1. 新型インフルエンザ等に対する体制

2. 感染拡大防止

3. 予防接種

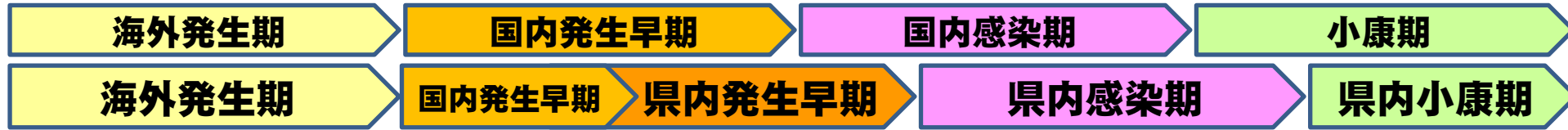
4. 新感染症

5. 留意事項

● 従来の行動計画（平成23年4月青森県新型インフルエンザ対策推進本部決定）との変更点

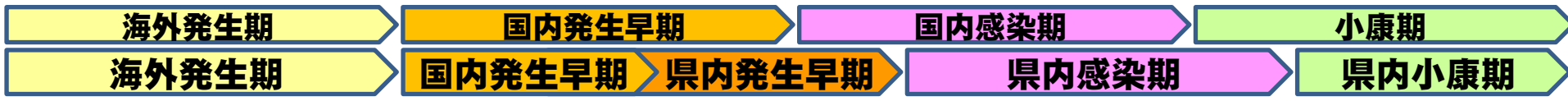
- 指定（地方）公共機関の役割等を新たに規定
 - 新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等の位置づけを新たに規定
 - 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の措置を新たに規定
-
- 法定化された不要不急の外出自粛等の要請等を新たに規定
 - 法定化された施設の使用制限の要請等を新たに規定
-
- 法定化された「特定接種」の対象事業者における対応等を新たに規定
 - 住民接種に関する考え方を新たに規定
-
- 行動計画の対象を「新感染症」に拡大して規定
-
- 基本的人権の尊重について記載を充実
 - 記録の保存について新たに規定

発生段階ごとの対策の概要



対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる、早期発見に努める 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施 患者に適切な医療を提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止策から被害軽減に変更 住民の生活及び地域経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	<p>国、県、指定（地方）公共機関等を挙げての体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 県対策本部の設置（政府と同時） 国の基本的対処方針及び青森県行動計画に基づく対処 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部の総合調整等 政府現地対策本部等との連携 <p>等</p> <p>政府対策本部の「緊急事態宣言」により、市町村対策本部の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県・市町村の対策本部の総合調整等 （国内感染の拡大に伴い）変更された基本的対処方針及び青森県行動計画に基づく対処 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> （小康期に伴い）変更された基本的対処方針及び青森県行動計画に基づく対処 患者発生の減少に伴う対策の見直し <p>等</p>
サーベイランス ・情報収集	<p>発生段階に応じたサーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、他都道府県等との連携による情報収集 国内発生（県内発生）に備えたサーベイランス体制の強化 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 患者の全数把握、学校等の集団発生状況の把握 患者の臨床情報把握 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 集団発生の把握（患者の増加に伴い全数把握は中止） <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他都道府県・市町村の対応に係る情報収集 引き続き、学校等における集団発生状況の把握 <p>等</p>
情報提供 ・共有	<p>一元的な情報発信、住民へのわかりやすい情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外での発生状況情報提供 相談窓口「県の「コールセンター」等）の設置 市町村への相談窓口設置要請 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他都道府県・市町村等との情報共有の強化、住民への情報発信の強化 相談窓口の充実・強化 市町村への相談窓口強化要請 <p>等</p>	<p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供のあり方の見直し 相談窓口等に寄せられた問い合わせのとりまとめ <p>等</p>

（注）発生段階はあくまで目安に過ぎず、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。



対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる、早期発見に努める 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施 患者に適切な医療を提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止策から被害軽減に変更 住民の生活及び地域経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
まん延防止・予防	<ul style="list-style-type: none"> 水際対策に伴う協力 特定接種の準備・開始 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備・開始 住民接種の準備・開始 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 <p>★外出自粛要請 ★施設の使用制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 住民に対する予防接種の継続 <p>★外出自粛要請 ※ ★施設の使用制限 ※ ※ 患者数増加に伴い医療体制の負荷が課題となる特別な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた、住民に対する予防接種の継続 <p>等</p>
医療	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えた医療体制整備 「帰国者・接触者外来」の設置 「帰国者・接触者相談センター」の設置 感染症指定医療機関等へ受入準備要請 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専用外来、入院措置の継続 必要に応じた全ての医療機関における診療の開始 診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ファックスによる処方せん送付 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用 医療従事者に対する従事要請及び補償 <p>★医療の確保等の要請 ★臨時の医療施設の設置</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 <p>等</p>
県民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 指定(地方)公共機関等の事業継続に向けた準備 職場における感染予防策の準備 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないように要請 <p>★指定(地方)公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないように要請 <p>★指定(地方)公共機関は業務計画に基づき業務を継続 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★物資の売渡しの要請、融資等 ★要配慮者への生活支援</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務の再開、緊急事態措置の縮小・中止 <p>等</p>

(注) 発生段階はあくまで目安に過ぎず、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。 ★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

未発生期 (事前の準備)

- ・行動計画等の作成(国、地方公共団体、指定(地方)公共機関) / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ・ワクチンの接種体制の整備 / ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 / ・地域医療体制の整備

青森県行動計画の構成(案)

第1部 はじめに

青森県行動計画を作成する趣旨等

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 対策の目的及び基本的な戦略
- 2 対策の基本的な考え方
- 3 対策実施上の留意点
- 4 新型インフルエンザ発生時の被害想定について
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 計画の主要6項目

(1)実施体制 (2)サーベイランス・情報収集 (3)情報提供・共有
(4)予防・まん延防止 (5)医療 (6)県民生活及び地域経済の安定の確保

7 発生段階

政府行動計画の発生段階に即し、「未発生期」、「海外発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」、「県内小康期」の5つの段階に分ける

政府行動計画	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
青森県行動計画	未発生期	海外発生期	県内発生早期	県内感染期	県内小康期

第3部 各発生段階における対策

発生段階ごとに、計画の主要6項目に即した対策を規定

新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議について

1 設置の趣旨

- (1) 新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）においては、青森県行動計画の「案」を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くこととされている。（特措法第7条関係）
- (2) 一方で、青森県行動計画には、特措法に規定する措置等の対象となる医療、医薬品、電気・ガスの供給、輸送、通信、商工業などを含む幅広い分野にわたる事項について記載することとしている。
- (3) このことから、青森県行動計画の「案」の作成にあたり、感染症専門家その他学識経験者からの意見を聴くことに加え、これら措置の対象となる分野の事業者等からの意見も聴くことが必要であると考えられることから、これらの学識経験者及び関係事業者等から構成する「新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、その専門的技術的観点などから意見を聴くものである。

2 有識者会議の構成等について

(1) 業務

有識者会議は、次に掲げる意見を、知事に対して述べることとする。

ア 青森県行動計画の案に関する意見

イ 県の新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見

(2) 組織

ア 有識者会議は、委員30人以内をもって構成し、委員の任期を2年とする。

イ 委員は、感染症専門家その他学識経験者のほか、上記1（2）に掲げる分野の機関・団体に所属する者から構成する予定としている。

<参考>

別表

区分	事業分野		機関・団体名
医療 の提供	医療	医科医療	独立行政法人国立病院機構
			公益社団法人青森県医師会
		歯科医療	一般社団法人青森県歯科医師会
		調剤	一般社団法人青森県薬剤師会
		看護	公益社団法人青森県看護協会
	救急	青森県消防長会	
	医薬品		青森県医薬品卸組合
住民の 生活及 び地域 経済の 安定	電気		東北電力株式会社
	ガス		青森ガス株式会社
	輸送	旅客（鉄道）	東日本旅客鉄道株式会社
		旅客（バス）	弘南バス株式会社
		貨物（トラック）	日本通運株式会社
	通信	電気通信	東日本電信電話株式会社
		郵便	日本郵便株式会社
	放送事業者		日本放送協会
	中央銀行		日本銀行
	上記 以外の 事業	食料・燃料等	青森県商工会議所連合会
青森県商工会連合会			
青森県石油商業組合			
市町村	行政		青森県市長会
			青森県町村会
感染症 その他 の学識 経験者	感染症		弘前大学大学院医学研究科
			青森県環境保健センター
	法律	青森県弁護士会	

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画作成スケジュール

時期 事項	2013年 6月	7月	8月	9月	10月
<p>県対策推進本部、青森県有識者会議等の実施概要</p>	<p>7日 政府行動計画決定・公示</p>	<p>2日 危機情報連絡員会議① 【行動計画作成方針案等の確認等】</p> <p>4日 県対策推進本部① 【行動計画作成方針等の決定】</p> <p>31日 健康危機管理庁内連絡会議① 【行動計画骨子案の作成】</p>	<p>9日 青森県有識者会議① 【行動計画骨子案に対する意見聴取】</p> <p>危機情報連絡員会議② 【行動計画素案の作成作業】</p>	<p>5日 予定 青森県有識者会議② 【行動計画素案に対する意見聴取】</p> <p>健康危機管理庁内連絡会議② 【行動計画案の作成】</p> <p>パブリックコメント</p>	<p>県対策推進本部② 【行動計画の決定】</p>